

助け合い活動、
生活支援サービス実施・推進団体、
活動者のみなさま

新たな地域支援事業を 住民主体ですすめるために

地域における **協働の場（協議体）** づくりを推進しましょう！

地域包括ケアシステムと住民主体の助け合い活動

わが国では、家族機能の低下や地域社会におけるつながり・支え合いの機能の脆弱化がすみ、人間関係の希薄化が問題となっています。高齢者の生活を支えるには、介護だけではなく「社会的孤立」の問題への対応が急務であり、住民による助け合いと公的な介護・福祉サービスとの連携・協働が地域包括ケアシステムにおいて重要な鍵を握ります。

地域社会のつながりをつくる ～助け合い活動だからこその固有の働き

助け合い活動は、支援・サービスを通して孤立している人々とつながり、その人と地域社会とのつながりを回復するという特長を持っています。住民・市民自身の活動であるからこそ可能な固有の働きを持つものとして捉える必要があります。

新地域支援構想会議からの提案

新地域支援構想会議*では、住民による助け合い活動や生活支援サービスをすすめてきた団体の立場から、新たな地域支援事業のあり方について議論し、「新地域支援構想」をとりまとめました。本構想にもとづき、今後、住民主体による地域ケアシステムをともにすすめていくために、次の三点を提案します。

①
自治体や地域住民に対して、
助け合い活動がめざすものを伝える

②
助け合い活動団体の
協働の場（協議体）をつくる

③
協議体での議論を基盤として、
コーディネーターにふさわしい人を選ぶ

*新地域支援構想会議とは

助け合い活動を推進する市民活動・住民活動や高齢者福祉を推進する全国団体により、平成25年12月に設置されました。新地域支援構想会議での議論を踏まえ、平成26年6月20日に「新地域支援構想」をとりまとめ、公表しました。全文は全国社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。 http://www.shakyo.or.jp/news/chiiki_20140715.html

公益財団法人 さわやか福祉財団	公益財団法人 全国老人クラブ連合会
認定特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会	宅老所・グループホーム全国ネットワーク
住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク
特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク	一般財団法人 長寿社会開発センター
社会福祉法人 全国社会福祉協議会	認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター
全国農業協同組合中央会	日本生活協同組合連合会
一般社団法人 全国老人給食協会	一般社団法人 シルバーサービス振興会（オブザーバー）

詳しい内容は裏面へ

1

自治体や地域住民に対して、 助け合い活動がめざすものを伝える

住民による助け合い活動は、単なる安上りの家事代行ではありません。地域社会とのつながりを維持・再構築することで、支援を必要としている人の社会的孤立を防ぐとともに生きる意欲を引き出し、さらに、多様な人々が共に生きる地域づくりをすすめることを目的とするものです。地域包括ケアシステムの構築にむけて、それぞれの地域においてこうした理念を関係者が共有することが不可欠です。

2

助け合い活動団体の 協働の場（協議体）をつくる

ますます増加するニーズへの対応にむけて、今後、助け合い活動を地域に増やし、足りない社会資源を開発していくこと、地縁型・テーマ型組織の枠を超えた団体のネットワークにより、切れ目のない支援体制をつくっていくことが必要です。

そして、そのためには、助け合い活動を実施・推進する団体が連携・協働する場（協議体）を設けることが重要です。

Point!

まずはインフォーマルでよいので自治体単位や日常生活圏域で団体が集まる場をつくる。既存の連絡会等の活用も有効。

活動団体が連携し、自治体に協議体設置を働きかける。

高齢者分野だけではなく、障害者、子ども・子育て家庭、若者への支援に関わる団体等にもできるだけ幅広く参画を呼びかける。

3

協議体での議論を基盤として、 コーディネーターにふさわしい人を選ぶ

地域支援事業に位置付けられた協議体の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）については、協働の場で、めざす地域支援事業のあり方等について自治体も一緒に議論していくなかで、ふさわしい人がコーディネーターに選ばれるべきです。コーディネーターが助け合い活動団体に支えられて、地域全体のために力を発揮できるような環境づくりも協議体の重要な役割となります。

平成27年度 介護保険制度改革にむけた動き

■介護保険制度改革により新たな地域支援事業がスタート

社会的孤立を背景とする深刻な生活課題の顕在化等を踏まえ、平成27年度介護保険制度改革においては、多様な主体による助け合い活動や生活支援サービスの拡充を地域支援事業に位置付け、要支援者に対する訪問介護及び通所介護を予防給付から地域支援事業に移行させることが盛り込まれました。厚生労働省は、自治体に対して新たな地域支援事業のガイドライン案を示しています。

■協議体の設置と生活支援コーディネーター

具体的には、助け合い活動や生活支援サービスの基盤整備をはかるため、担い手の育成や生活支援サービスの開発等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置するとともに、地域資源のネットワーク化のための協議体を設置することがガイドライン案にもりこまれています。